

## 新型コロナウイルス感染第二波対処支援事業

# ガイドライン活動推進補助金

各業界で定められたガイドラインを実践する県内事業者の事業活動を推進するため、県内事業者団体による事業者へのガイドラインの徹底を図るための普及啓発活動等に対して、補助金を交付します。

### 【対象者】

全国団体が策定した業種別ガイドラインを県内事業者へ普及・徹底させる活動を行う事業者団体

- ・県内に事務局または事業所を有していること。
- ・全国団体を持たない地場産業団体については、日本経済団体連合会等が策定したガイドラインに準拠した自主的な取組みを行う場合に補助対象とする。

### 【対象経費】

各事業者団体が、会員事業者等に対して、業種別ガイドラインの徹底を図るための普及啓発活動等に要する事業経費

- ・ガイドラインの周知・徹底に関する経費
- ・ガイドラインに沿った取組みをホームページや広報誌等で自主的に宣言するための経費
- ・啓発・指導用資材(のぼり、ステッカー等)製作費、普及セミナー講師謝金等

【補助額】 50万円/1団体を上限

【補助率】 2/3

### 【補助対象期間】

令和2年5月14日(木)※～7月31日(金)

※ただし、県から休業要請を受けた業種は当該日以前の自主的な取組みも対象

【申請方法】 郵送のみ

**受付期間：令和2年6月1日(月)～令和2年6月30日(火)**

※当日消印有効

### 【申請受付・問合せ先】

〒790-8570 松山市一番町4-4-2

愛媛県 経済労働部 産業雇用局 産業政策課「ガイドライン補助金」担当

電話：089-912-2465 FAX：089-912-2259

Mail：sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp